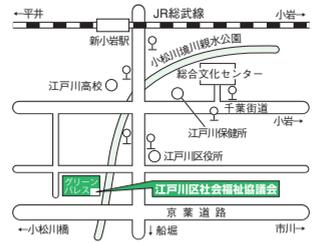


社協だより

URL <http://www.edogawa-shakyo.jp/>

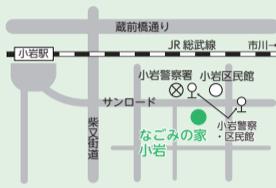
第 134 号
 発行 / 社会福祉法人
 江戸川区社会福祉協議会
 〒132-0031
 江戸川区松島 1-38-1
 グリーンパレス 1 階
 電話 (5662) 5557



まちの福祉拠点 **なごみの家** オープン

なごみの家 小岩

東小岩 5-19-8 ☎ FAX 03-3658-4753



- 開館日 火～日曜日
- 開館時間 9:00～17:30
- 休館日 月曜日・祝日・年末年始
- ※月曜日が祝日の場合は翌日も休館
- ※土日が祝日の場合開館



5月7日、なごみの家が区内3か所にオープンしました。なごみの家は、誰もが住み慣れた地域で、自分らしい生活を送ることが出来る、そんなまちづくりを目指す、まちの福祉拠点です。主な機能は3つあります。一つ目はなんでも相談で、まちの身近な相談窓口として専門スタッフがお話を伺います。二つ目は、子どもから熟年者まで誰もが集える交流の場（サロン）です。散歩の途中にちよつと寄り道し、気軽にしゃべりを楽しんでください。三つ目は、地域の住民同士が支え合い、助け合う為の地域のネットワークを繋げます。地域の課題解決に向けて、地域の住民や専門職、ボランティアの皆様に協力をお願いし、取り組んでまいります。幅広い世代の方々によって、支える人、支えられる人がお互いさまの関係に発展していけば、と思っています。

なごみの家 松江北

中央 2-13-12 ☎ FAX 03-3652-4753



ボランティア募集

地域の様々な課題に「なごみの家」と一緒に取り組んでいただけるパートナーとして、ボランティアの皆さんを募集します。まずは、どのようなことにご協力いただけるかを教えてください。地域の支え合い活動にあなたもぜひ参加してください!!

なごみの家 長島桑川

東葛西 6-34-1 ☎ FAX 03-3680-2753



社協賛助会員募集! ~あなたの会費が地域福祉を支えます~

会費の納入方法

- ◆民生・児童委員を通じて納入
(お電話いただければお近くの方を紹介いたします)
- ◆社協窓口へ直接納入
- ◆郵便振替での納入
<郵便振替口座>
00110-6-65409
社会福祉法人江戸川区社会福祉協議会
※振込用紙の通信欄に「社協賛助会費」と明記してください。
(お電話いただければ振込用紙を郵送いたします)



会員区分と年会費

- ★賛助会員 1口500円
- ★特別賛助会員 年額10,000円以上
- ※個人、法人、事業所、団体を問わず、どなたでも会員になれます。会員には、社協賛助会員シール(門標)をお渡しします。
- 《問合せ・申込はこちらまで》
〒132-0031 江戸川区松島1-38-1グリーンパレス1F
社会福祉法人 江戸川区社会福祉協議会
電話(5662)5557 FAX(3654)2940

社会福祉協議会(社協)は、地域における住民の福祉向上のため、地域の方々とともに、様々な福祉活動を推進する民間の自主的な組織です。社協の福祉活動を支えている財源は、多くの方々の寄付金と会員会費、そして区からの補助金です。「社協賛助会員」とは、会費を納めていただき、社協が推進する福祉事業を財政的に支えることで、地域福祉活動に参加して下さる方々のことです。個人・法人・事業所・団体等どなたでも、ご入会いただけます。会員募集は年間を通して行っていますが、6月～9月は会員増強期間として、それぞれの地域の民生・児童委員さんに賛助会員の勧誘をお願いし、特に力を入れております。賛助会費は社協が地域福祉活動を推進していく上で、大きな支えとなる財源として、障がい者の方や熟年者の方などの事業に使われております。(2面で紹介)

地域の中で誰もが普通に暮らせる社会を目指して!

平成28年度 事業計画・予算

予算総額 634,662千円 (公益事業会計含む)

(平成28年度事業計画・予算は平成28年3月25日開催の評議員会で議決されました)



江戸川区社協のおもな事業

安心生活センター

相談電話(3653)6275

安心生活サポート事業

判断能力が十分でない方を対象に、ご本人と社会福祉協議会が契約を結び、福祉サービスの利用手続きや銀行での払い戻し、支払などをお手伝いします。



成年後見制度利用相談事業

成年後見制度とは、意思判断能力が低下した方の財産管理や身上監護を、法的に権限を与えられた代理人(成年後見人等)が行う仕組みです。成年後見人等の選任に必要な家庭裁判所への申立が円滑に行えるように支援します。

苦情解決相談事業

福祉サービスに対する苦情に対して、苦情解決委員が中立公正に対応します。(介護保険法及び障害者総合支援法に基づく福祉サービスは除きます。)

愛の杖贈呈

60歳以上の区民の方で足腰が弱った方に社協に寄せられた寄附金を財源に歩行補助用の杖を差し上げています。

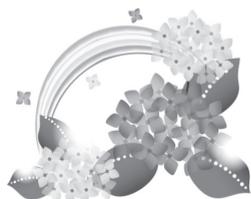
杖は区内20ヶ所で受取ることができます。

- ★江戸川区社会福祉協議会
- ★くつろぎの家
- ★なごみの家(松江北・小岩・長島桑川)
- ★区内8か所の健康サポートセンター
- ★7か所の熟年相談室(地域包括支援センター)
 - 泰山・江戸川区医師会・小岩ホーム
 - ウエル江戸川・第二ウエル江戸川
 - 暖心苑船堀・江戸川光照苑



その他の事業

- ★地域福祉活動団体への助成
- ★歳末たすけあい運動
- ★区からの委託事業
 - ①くつろぎの家管理運営
 - ②くすのきカルチャーセンター管理運営



心身障がい児(者)親子激励バスハイク

毎年、知的障がい児(者)親子と肢体不自由児(者)親子を対象に日帰りバスハイクを実施しています。

※今年は5月21日・22日・28日に実施しました。



ハンディキャブの貸出

車椅子を使用する方が、通院や社会参加等の移動手段として車椅子ごと乗車できる軽自動車のハンディキャブを貸出ししています。



車椅子の貸出

江戸川区在住の方で車椅子が一時的に必要なとき無料で貸出を行っています。退院後の療養や通院の往復、散歩や買い物、骨折やけがでの一時的な利用や、田舎から高齢の親が出てくる時なども利用可能です。
※貸出期間は1日~30日程度。



生活福祉資金貸付

所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、使途・目的別の資金の貸付と必要な相談支援を行う制度です。資金種類ごとに条件・基準が定められています。まずはご相談ください。

受験生チャレンジ支援貸付(塾代、受験料)

一定の収入以下の世帯の受験生を支援するため、学習塾などの費用や受験料を無利子で貸付しています。(限度額あり)

- ・利用に際しては要件があり、連帯保証人が必要です。
 - ・高校、大学等に入学した場合、返済が免除されます。
 - ・申請には事前相談が必要です。(要予約・平成29年1月末まで)
- ※詳しくはお電話でお問合せください。



【問合せ】

受験生チャレンジ直通 ☎(5662)7638 平日9~17時